

# サラリーマンの奥さん 国民年金の手続きをお忘れなく!!

今年の4月から20歳以上60歳までの奥さんは、すべて次のように国民年金の強制加入被保険者となりました。

種別	奥さんの状態	国民年金の保険料
第1号被保険者	商売等自営業をしているご主人に扶養されていたり、自分自身が商売等をしている奥さん	月額 7,100円
第2号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している奥さん	納める必要はありません
第3号被保険者	厚生年金や共済組合などに加入しているご主人に扶養されている奥さん(専業主婦)	

これからは、次のようなときには、市役所の年金窓口で手続きが必要です。手続きを忘れてしまうと、将来、年金が受けられなくなるおそれがありますから、必ず手続きをしてください。

### (1)第3号被保険者に該当したとき

- ①第3号被保険者該当届書に、夫の勤務先で、扶養されていることの確認を受けるか、②又は夫の年金手帳、健康保険被保険者証と印鑑をもって窓口へお越しください。
- (以前、国民年金に加入したことのある人は、年金手帳も必要です。)

### (2)第3号被保険者に該当しなくなったときなど

このようなとき	この届を	必要なものなど
奥さんが商売等自営業で一定以上の収入を得るようになったとき	種別変更届	印鑑・年金手帳
離婚したとき	種別変更届(又は喪失届)	
夫が退職したとき		
夫が老齢基礎年金を受けるとき		
夫の遺族年金を受けるとき	喪失届	
就職したとき(厚生年金や共済組合などに加入したとき)	喪失届	
夫の就職先が変わったとき(厚生年金から共済組合、共済組合から厚生年金、共済組合間などの変動があったとき)	種別変更届(又は種別確認届)	上記(1) 新就職先のもの

お問い合わせ：市民課 年金係 内線218

## 向日ふるさと音頭

### 派遣要項

(1)指導員の派遣を受けようとする人は向日市民で、おおむね十人以上のグループとします。

(2)所定の申込み用紙(秘書広報課にあり)に必要事項を記入のうえ、派遣希望日の一週間前までに申込んでください。

(3)派遣できる区域は向日市内に限ります。

(4)指導員の派遣人数は、原則として2名以内とします。

(5)指導時間は、おおむね3時間以内とし、午後10時までとします。

(6)会場の確保・運営および指導に必要な備品は、申込み者にお任せします。

### 児童手当の現況届を

現在、児童手当の受給者で、現況届をまだ提出していない方は、7月10日(木)までに提出してください。

この届は、受給者の前年の所得状況と養育状況を確認するためのものです。この届を出されないと、引き続いて受給資格があっても昭和61年6月分以後の児童手当の支払いを受けることができませんので、必ず提出してください。

お問い合わせ 児童家庭課 内線 344・343

### 身体障害者巡回更生相談

次の内容で、身体障害者巡回更生相談が行われますので、お気軽にご相談ください。

記

- ▷日時 7月7日(月)午後1時～3時
- ▷場所 長岡京市産業文化会館
- ▷診療科目 整形外科、耳鼻咽喉科
- ▷相談内容 身体障害者手帳、補装具、更生医療、機能回復訓練、生活相談など
- ▷持ち物 印鑑、身体障害者手帳、戦傷病者手帳(すてにお持ちの方のみ)
- ▷お問い合わせ 福祉課 障害福祉係 内線 342

### 交通災害共済の加入受付中

交通事故を起こさないように十分注意していても、事故にまきこまれてしまうことがあります。

万一の交通事故にそなえ、市民全員が交通災害共済に加入しましょう。向日市に居住し、住民登録または外人登録をされている方であればどなたでも加入できます。共済期間は、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までです。中途加入者は、加入された日の翌日から昭和62年3月31日までとなります。

掛金は、1人年間330円(365円のうち35円は市が補助)で、災害の程度に応じて1万円から最高120万円までの見舞金が支払われます。

なお、見舞金の請求は、事故発生日から1年以内です。

※お問い合わせ 生活環境課 内線 235



より良い環境を願って風船を放つ民秋市長と園児



空カン回収に参加した市政モニター



ダンプカー7台のゴミを拾い集めた不法投棄パトロール

## 「緑がいっぱい みんなで守るよい環境」

6月5日から11日までは、「環境週間」でした。市では、この期間中、環境についての認識を深めていただくために環境週間プロジェクトチームを設け、花いっぱい運動や不法投棄パトロール、空カン回収、公園清掃など多彩な行事を繰り広げました。その一部を写真で紹介しましょう。

## 多彩に行われた 環境週間行事



下水処理場・ゴミ焼却炉見学会



花いっぱい運動—花の苗プレゼント

## ご利用ください 自動火災警報器具の貸出

この制度は、65歳以上のねきたり老人や、1人住まいで病弱な方、身体の不自由な方に、自動火災警報器具を無料で貸出し火災による人命損傷事故を防ぐものです。

火災警報器具は、火災が発生すると、いち早く「感知器」がキャッチし、「受信機」を通して「ベル」が鳴り、家族や近所の人に知らせる仕組みになっています。また、耳の不自由な方には、点滅ライトにより火災を知らせる装置もあります。どうぞご利用ください。

▷申込み・お問い合わせ 消防本部 予防課 電話 934-0119